

三原市教育委員会告示第18号

三原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年三原市規則第232号）の規定により、三原リージョンプラザ及び三原市武道館指定管理者の候補者選定に係る公募手続きを開始するため、次のとおり告示する。

令和2年9月25日

三原市教育委員会

1 指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置

三原リージョンプラザ	三原市円一町二丁目1番1号
三原市武道館	三原市円一町二丁目7番1号

2 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3 指定管理者の要件

申請できる団体等は、次の掲げる要件のいずれにも該当しない団体等であること。

- (1) 代表者又は役員に、破産者で復権を得ない者若しくは禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいる団体等
- (2) 代表者又は役員に、政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者がいる団体等
- (3) 会社更生法及び民事再生法等に基づく再生又は再生手続きをしている団体等
- (4) 市税、法人県民税、法人税等を滞納のある団体等
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体等
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定を取り消されたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しな

い団体

- (7) 三原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第3項の規定に該当する団体等、ただし、地縁による団体が指定管理者となるときは、この限りでない。
- (8) その他不誠実な行為（社会通念上も含む）を行ったことが認められる団体等

4 指定管理者が行う公の施設の管理の基準

- (1) 三原リージョンプラザ及三原市武道館は、市民の文化・スポーツの振興を図るために設置された公の施設であるとともに、文化的行事や各種スポーツ大会及び市民が地域で身近に文化・スポーツ活動を行うための施設として位置づけられている。このような施設の設置目的を踏まえ、文化・スポーツ振興に寄与する管理を行うとともに、市民ニーズの把握に努め、市民サービスの向上に努めること。
- (2) 施設の効用を最大限に發揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減に努めること。

5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

- (1) 施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) 設置目的を發揮するための事業に関する業務
- (5) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 指定管理に付随する業務
- (7) その他施設の管理運営に関して、市長が必要と認める業務

6 応募の期限

令和2年10月16日（金）

申請提出先 三原市教育委員会スポーツ振興課
郵送の場合 10月16日（金）必着
手渡しの場合 午後5時15分まで